

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

余良縣公報

奈良県告示第五百八十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
平成十五年二月二十四日国営土地改良事業（国営総合農地開発事業）大和高原北部地区
室生二工区の換地処分をした。

平成十五年三月十一日

奈良県知事 柿本善也

○平成十五年三月一日現在における
県の議会の議員及び知事の選挙権
を有する者の総数の五十分の一の
数並びに県の議員及び知事
奈良県告示第五百八十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二（第九項の規定により、
平成十四年十一月二十一日県営土地改良事業（県営ほ場整備事業阪原地区第五工区）の
廃止処分をして。

平成十五年三月十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百八十七号

土地收用法（昭和二十六年）

により、次のとおり事業の認定をした

一起業者の名称 奈良市

二 事業の種類（仮称）

三
起業地

正月の部分 番組表

日記の用例

四 事業の認定をした理由
平成十五年一月四田村がで奈良市より申請のあつた「(仮称) 奈良市地域ふれあい会

奈良県告示第五百八十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
平成十五年一月二十四日国営土地改良事業（国営総合農地開発事業）大和高原北部地区
住民一一三工区の換地処分をした。

平成十五年三月十一日

奈良県知事 柿本善也

告示

本件事業のうち、地区連絡員常駐場所としての機能を果たす事務室部分は法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に、それ以外の部分は法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当することから、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

イ 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業の起業者である奈良市は、地方公共団体として、戸籍法や住民基本台帳法等に基づく事務を行っているが、同市の面積が広大なことから、市民税の収納や住民基本台帳法に基づく証明書発行事務等を行う場所として、市内に地区連絡所常駐場所等を設け、市民の利便の向上を図っているところである。

また、同市は、同市の条例において「すべての市民が地域社会のふれあいの中日常生活を送ることができるよう、地域の交流活動及び福祉活動の拠点」として位置づけている「地域ふれあい会館」の整備を図っているところである。

そして、本件事業は、辰市地域の中心部において、地区連絡員常駐場所と「地域ふれあい会館」を一体として整備することにより、地域住民の交流活動等の支援及び市民サービスの向上を図るものであることや、同市一般財源により財源措置を講じていることから、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

ウ 法第二十条第二号の要件への適合性について

現在の辰市地域における地区連絡員常駐場所は、建築後五十年余が経過して老朽化が著しく、建物としての安全性の面で問題が生じている。しかし、現在の地区連絡員常駐場所の敷地では、その周辺の状況から建替えや増改築を行う余地がなく、市民サービスの提供と/orで支障をきたしている。

また、地域住民の交流及び福祉活動並びに地区各種団体の活動の場として、現在のところ、地区内外の人権文化センター、小学校や地区連絡員常駐場所の会議スペース等が利用されている。しかしながら、それの施設利用にも限度があり、地域住民や地区各種団体はその都度、会場の確保に苦慮している。

以上の現状に鑑み、本件事業が施行されるならば、地域住民の交流活動等の指導及び支援並びに市民サービスの向上につながり、ひいては「やさしさとふれあいのあるまちづくり」という同市の基本理念の実現に資すると考えられる点で、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業につい

ては環境に対する影響が大きいと認めるに足りる事情がないことから、失われる利益は小さいと考えられる。

さらに、本件事業の起業地の選定にあたっては、本件事業に必要最小限の面積の土地を辰市地域の中心近くで確保できること、現辰市地区連絡員常駐場所の近隣で地域住民が利用利用便利であること、事業費が安価であること等を条件に、三つの案について比較検討がなされた結果、これらの条件を満たすものとして起業地が選定されている。

エ 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、地元辰市地域から、「地域ふれあい会館」の建設に関し強い要望が出されており、早急に施行されるべき事業であること及び土地を収用する公益上の必要があることが認められる。

よつて、本件事業については、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

オ 結論

アからエまでにおいて述べたように、本件事業は法第二十条各号の要件を充足しているものと判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 奈良市市民生活部地域振興課

奈良県告示第五百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり

都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十五年三月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 施行者の名称

安堵町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業安堵町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十四年一月十一日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

昭和五十四年一月奈良県告示第六百一十一号、平成元年九月奈良県告示第一百八十六号及び平成八年三月奈良県告示第五百七十八号のとおり

奈良県告示第五百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県奈良土木事務所長から報告があつた。

平成十五年三月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定の場所（平成十五年一月十八日現在の地番による。）
天理市田部町八八一六番地の一部
- 二 申請者氏名 倉西重宣
- 三 申請者住所 生駒市俵口町一三七七番地七
- 四 道路の幅員 五・〇〇メートル
- 五 道路の延長 二〇・二八メートル
- 六 指定年月日 平成十五年二月二十五日
- 七 指定番号 奈土第一四〇四号

奈良県告示第五百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があつた。

平成十五年三月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定の場所（平成十五年二月二十日現在の地番による。）
磯城郡川西町大字結崎二八九番地ノ三
- 二 申請者氏名 福寿建設 代表者 福留正男
- 三 申請者住所 生駒市東生駒月見町一〇四番四 カメイビル一階
- 四 道路の幅員 四・一〇メートル

五 道路の延長 三四・四九メートル
六 指定年月日 平成十五年一月二十六日
七 指定番号 桜土第一四〇五号

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十五年三月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 許可番号
平成十四年十二月二十七日第七〇一一二六号
- 二 検査済証番号
平成十五年一月十四日第七〇一一二六一一号
- 三 開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年一月二十八日第五七九七号
- 四 公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年一月二十八日第三七三四号
- 五 開発区域に含まれる地域
天理市永原町六七五番地ノ一、六七六番地ノ一の一部及び六七七番地ノ一の一部
- 六 株式会社 岡田土木 代表取締役 岡田辰雄
- 七 公共施設の種類、位置及び区域
道路 天理市永原町六七五番地ノ一、六七六番地ノ一及び六七七番地ノ一の各一部
下水道 天理市永原町六七六番地ノ一部
- 八 許可番号
平成十四年八月十三日第七〇一五七号
- 九 検査済証番号
平成十五年一月二十二日第七〇一五七一一号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十五年三月四日第五七九八号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十五年三月四日第三七三五号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市さつき台二丁目四五四番地ノ一、四五四番地ノ三、四五四番地ノ四、四五四番地ノ五、四五四番地ノ六、四五四番地ノ七、四五四番地ノ八、四五四番地ノ九、四五四番地ノ一〇、四五四番地ノ一一、四五四番地ノ一二、四五四番地ノ一三、四五四番地ノ一四、四五四番地ノ一五、四五四番地ノ一六、四五四番地ノ一七、四五四番地ノ一八、四五四番地ノ一九、四五四番地ノ一〇、四五四番地ノ一一、四五四番地ノ一二、四五四番地ノ一二、四五四番地ノ一三、四五四番地ノ一四、四五四番地ノ一五、四五四番地ノ一六、四五四番地ノ一七、四五四番地ノ一八、四五四番地ノ一九、四五四番地ノ一〇、四五四番地ノ一一、四五四番地ノ一二、四五四番地ノ一九、四五四番地ノ二七、四五四番地ノ二八、四五四番地ノ二九、四五四番地ノ三〇、四五四番地ノ三一、四五四番地ノ三二、四五四番地ノ三三、四五四番地ノ三四、四五四番地ノ三五、四五四番地ノ三六、四五四番地ノ三七、四五四番地ノ三八、四五四番地ノ三九、四五四番地ノ四〇、四五四番地ノ四一、四五四番地ノ四二、四五四番地ノ四三及び四五四番地ノ四四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺東町二丁目一番三一号 三和建設株式会社 代表取締役社長 有井邦夫

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市さつき台二丁目四五四番地ノ二
下水道 生駒市さつき台二丁目四五四番地ノ二の一部
公園 生駒市さつき台二丁目四五四番地ノ四一

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第八十二号

平成十五年三月一日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議員の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

得た数は、次のとおりである。

平成十五年三月十一日

奈良県選挙管理委員会告示第八十三号

平成十五年三月一日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議員の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十五年三月十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

奈良県選挙管理委員会
委員長 田 中 義 雄

生駒郡選挙区	六六、四四八人
山辺郡選挙区	九、四三三人
磯城郡選挙区	四一、一四九人
宇陀郡選挙区	三六、六二五人
高市郡選挙区	一二、二五四人
北葛城郡北部選挙区	七九、七六三人
北葛城郡南部選挙区	二七、九一〇人
吉野郡選挙区	五〇、九三一人
添上郡選挙区	二九四、六一人
奈良市選挙区	五八、七三一人
大和高田市選挙区	七五、九四八人
天理市選挙区	五三、七五七人
櫻井市選挙区	九八、八一八人
五條市選挙区	四九、八八九人
御所市選挙区	二七、八七八人
生駒市選挙区	二八、〇〇八人
生駒市選挙区	九一、一〇八人

五十分の一の数 一一三、一〇七人

四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 二五九、一二四人

5 平成15年3月11日 火曜日

奈 良 県 公 報

第1447号

香芝市選舉区

五一〇八二人

【定価】 一ヶ月 九百円 一部売り 一枚につき十一円(共に送料、消費税別)

発行

奈良県

奈良市登大路町二〇
電話 ○七四二一三一一〇一〇一〇(代)

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 ○七四二一三五一七二三二〇(代)

本誌は再生紙を使用しています。